

関係者各位

お 知 ら せ

課税期間延長に係る調査中の水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税について

大韓民国（以下「韓国」という。）及び中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）（以下「中国」という。）産水酸化カリウムに対しては、「水酸化カリウムに対して課する不当廉売関税に関する政令（平成 28 年政令第 196 号）」に基づき、平成 28 年 8 月 9 日から本年 8 月 12 日までを課税期間として、不当廉売関税が課されているところです。

現在、対象貨物について、不当廉売関税の課税期間の延長に係る調査が実施されており、課税期間を経過してもなお当該調査が継続している場合は、関税定率法第 8 条第 29 項（不当廉売関税）の規定に基づき、当該調査が開始された日から終了する日までの期間内に輸入される対象貨物については、対象貨物が課税期間内に輸入されたものとみなして不当廉売関税が課されることとなります。

つきましては、下記を参照のうえ、適正な輸入申告をされますようお願いいたします。

なお、本件に関してご不明な点等がございましたら、最寄りの税関窓口又は業務部通関総括第 1 部門へ照会願います。

記

1. 課税物件（変更なし）

関税定率法別表第 2 8 1 5. 2 0 号に掲げる物品のうち韓国及び中国産の水酸化カリウム

2. 不当廉売関税率（変更なし）

韓国産：49.5%
中国産：73.7%

3. 適用期間

（本年 8 月 13 日以降も調査が継続している場合は、）調査終了まで

以 上

【本件に関する照会先】
業務部通関総括第 1 部門
電話番号：078-333-3086